



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

G M B 株 式 会 社
代 表 取 締 役 会 長 松 岡 信 夫
(コード番号 : 7214 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 金 本 現 一
(0 7 4 5 - 4 4 - 1 9 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 53 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 有能な社外取締役、社外監査役を招聘することが出来るよう、また期待された役割を十分発揮できるように、会社法第 427 条第 1 項の規程に基づき、当社定款第 29 条(社外取締役の責任限定契約)および第 39 条(社外監査役の責任限定契約)の規程を新設するものであります。
なお、定款第 29 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記(1)の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 19 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日(金曜日)

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第28条 (条文省略) (新 設)	第28条 (条文省略) <u>(社外取締役の責任限定契約)</u>
第29条 ~ 第37条 (条文省略) (新 設)	第29条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、 <u>任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第38条 ~ 第45条 (条文省略)	第30条 ~ 第38条 (条文省略) <u>(社外監査役の責任限定契約)</u>
	第39条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
	第40条 ~ 第47条 (条文省略)

以 上